

～「ふるさとへの思い」を寄附金に託して～

京丹後市ふるさと応援寄附金

平成 20 年度概要

平成 21 年 4 月 24 日
京丹後市役所

京丹後市出身者の方をはじめ、京丹後市民の方、また京丹後市にゆかりがある方の「京丹後市を応援したい」という思いを具体的な政策実現のための財源として活用させていただくため、平成 20 年 10 月 1 日に施行しました「ふるさと応援寄附金条例」に基づきます「ふるさと応援寄附金」について、同条例第 5 条および同条例施行規則第 5 条の規定により、平成 20 年度の概要を公表します。

■寄附金受け入れ状況

- 寄附件数 29 件
- 寄附金総額 3,884,000 円

〔寄附金の使途指定状況〕

使途指定区分	件数	金額
にぎわいのふるさと応援事業 (産業振興、定住促進など)	2	40,000
環境のふるさと応援事業 (自然環境・景観保全、生活環境の保全など)	2	28,000
健康と福祉のふるさと応援事業 (保健・福祉・医療の推進など)	4	2,500,000
未来を拓く子どもを育むふるさと応援事業 (子育て支援、教育の推進、奨学金給付など)	6	326,000
市民協働と生涯学習のふるさと応援事業 (市民団体活動の支援、図書館・社会体育施設の充実など)	0	0
安心のふるさと応援事業 (交通の確保、都市基盤整備、防犯防災、災害復旧など)	1	5,000
その他(特定の使途を指定された寄附金)	3	550,000
(内訳)		
障害者福祉	(1)	(100,000)
観光振興	(1)	(150,000)
奨学基金	(1)	(300,000)
使途の指定なし	14	435,000
合 計	32	3,884,000

※複数指定があるため、使途指定件数と総件数は異なります。

〔寄付者居住地別内訳〕

居住地	件数
京丹後市内	6
京都府内（市内を除く）	10
近畿（京都府内を除く）	7
関東	6

○寄付者ご芳名・寄付金額（寄附採納日順）

ご芳名	寄付金額（円）
金盛正樹 様	御志
吉田直正 様	御志
安達昌男 様	御志
山本弘行 様	100,000
平田憲広 様	御志
匿名	200,000
平林勇夫 様	御志
道家敏雄 様	御志
匿名	100,000
糸井正美 様	50,000
野木 盈 様	御志
匿名	300,000
足達裕司 様	50,000
川北眞史 様	御志
松本サカエ 様	御志

※氏名・金額の両方もしくはどちらかの公開についてのご了承をいただいた方のみ公表します。

■活用状況

平成20年度に「ふるさと応援寄附金条例」に基づいてご寄附いただいた寄附金は、下記基金に積み立て次年度以降に活用させていただきます。

基金名称	積立額	基金累計額
ふるさと応援基金	3,584,000	3,584,000
奨学基金	300,000	300,000
計	3,884,000	3,884,000

※実際に活用させていただく事業は、基金を取り崩して事業に充当させていただいた年度に報告します。

京丹後市ふるさと応援寄附金条例

(目的)

第1条 この条例は、京丹後市を応援しようとする個人及び団体から広く寄附金を募り、ふるさとへの思い及び京丹後市への共感を持つ個人及び団体の意向を具現化することにより、活力あるふるさとづくりを推進することを目的とする。

(寄附金の使途指定)

第2条 寄附者は、自らの寄附金の使途を指定することができる。

2 寄附者は、寄附金の使途を指定するときは、次に掲げる事業の中から指定するものとする。

- (1) にぎわいのふるさと応援事業
- (2) 環境のふるさと応援事業
- (3) 健康と福祉のふるさと応援事業
- (4) 未来を拓く子どもを育むふるさと応援事業
- (5) 市民協働と生涯学習のふるさと応援事業
- (6) 安心のふるさと応援事業
- (7) その他市長が必要と認める事業

3 市長は、寄附者が寄附金の使途の指定をしないときは、当該寄附金を充てる事業を指定することができる。

(市の責務)

第3条 市長は、寄附金の管理運用にあたり、寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならない。

2 市長は、全国に向けて京丹後市の持つ魅力の発信、寄附の呼びかけその他の方法により、寄附意識の高揚に努めなければならない。

(寄附金の管理運用)

第4条 市長は、寄附者から受領した寄附金を適正に管理運用するため、寄附者の意向を反映する基金により管理及び運用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、寄附者の意向が反映される事業の財源に充てることができる。

(運用状況の公表)

第5条 市長は、この条例の運用状況について、毎年度公表しなければならない。

(適用除外)

第6条 本条例は、金銭以外の寄附については適用しない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

京丹後市ふるさと応援寄附金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京丹後市ふるさと応援寄附金条例（平成20年京丹後市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申込み)

第2条 寄附をしようとする者は、寄附申込書（様式第1号）により申し込むものとする。ただし、市長が特に認めるときは、他の方法により申し込むことができる。

(寄附の取下げ)

第3条 前条の規定により寄附の申込みをした者が当該寄附の申込みを取り下げる場合は、寄附金を納付する前に、文書により申し出るものとする。

(寄附金台帳)

第4条 市長は、寄附金を受け入れたときは、京丹後市ふるさと応援寄附金台帳（様式第2号）に登載しなければならない。

(寄附者の公表)

第5条 条例第5条の規定による条例の運用状況の公表に当たり、寄附をした者が承諾をした場合に限り、当該氏名又は名称及び寄附金額を併せて公表することができる。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。